

## 令和6年度 松山市浄化槽設置整備事業補助限度額について

- 転換**とは、既存の単独処理浄化槽またはくみ取り便所から合併処理浄化槽への設置替えをいう。（新築や建替えは補助対象外）
- 環境特別**とは、公共下水道事業計画区域外かつ都市計画法に規定する市街化区域外での既存単独処理浄化槽からの転換をいう。
- 水質改善優先整備**とは、安城寺町、鴨川三丁目、久万ノ台、高木町、西長戸町、船ヶ谷町の公共下水道事業計画区域外での転換をいう。
- 設置する浄化槽は、環境配慮型（環境省の定める消費電力基準を満たす）浄化槽に限る。なおかつ10人槽以下は、高度処理型浄化槽に限る。

（単位：千円）

区分	単独処理浄化槽からの転換			
	環境特別もしくは水質改善優先整備		左記以外	
地域	基本額	配管工事費加算	基本額	配管工事費加算
人槽				
5	516	(660)	360	(660)
6～7	676	(762)	462	(762)
8～10	909	増額なし	585	(885)
11～15	1,200	増額なし	/	
16～20	1,600	増額なし		
21～25	2,000	増額なし		
26～30	2,200	増額なし		
31～40	2,600	増額なし		
41～50	2,900	増額なし		
51～200	3,600	増額なし		

（単位：千円）

区分	くみ取りからの転換			
	水質改善優先整備		左記以外	
地域	基本額	配管工事費加算	基本額	配管工事費加算
人槽				
5	516	(660)	360	(660)
6～7	676	(762)	462	(762)
8～10	909	増額なし	585	(885)
11～15	1,200	増額なし	/	
16～20	1,600	増額なし		
21～25	2,000	増額なし		
26～30	2,200	増額なし		
31～40	2,600	増額なし		
41～50	2,900	増額なし		
51～200	3,600	増額なし		